

マツムシソウ(松虫草)

科名: マツムシソウ科  
花期: 8~10月



盆地ではまだ暑さの残るこの時期ですが、高原では8月中旬頃から秋が始まり、花も秋の装いへと移り変わっていきます。この時期の代表的な花に、マツムシソウがあります。名前の由来はさまざまの説がありますが、マツムシの鳴く頃に開花が重なるためと考えられるのが自然のようです。丈は30~80センチ、茎はいくつにも枝分かれし、葉は羽の形に細かく切れ込んでいます。花は直径5センチほどで、菊と同じように小さな花がたくさん集まっていて、比較的長い間咲きます。ハイキングには、絶好の季節。秋風に揺れるマツムシソウに出会えるかもしれませんね。



マツムシソウの薄紫が秋を彩る



秋風に揺れるマツムシソウ

協力 日本高山植物保護協会/宮田義之

## やまのくに山の花

### 「しまった!」と思った契約は「クーリング・オフ制度」で解決!! (無条件契約解除)

#### クーリング・オフ制度の基礎知識

訪問販売や電話勧誘販売などで商品やサービスの契約をしてしまった場合、一定期間内であれば、理由に関係なく無条件で契約解除ができる制度です。ただし、通信販売などクーリング・オフができない場合があります。詳しくは県消費生活センターにご相談ください。

#### クーリング・オフの方法は…

契約書面を受け取った日を含めて8日以内  
(マルチ商法、内職・モニター商法は20日以内)

必ず書面(はがきで可)で契約解除の意志を伝える  
(書面の本文と、あて名面のコピーを取り、配達記録郵便や簡易書留など記録が残る方法で通知。クレジットを利用した場合は、販売店と信販会社にも通知する。)

無条件で契約の解除ができる

#### 実際にどんな効果があるのか…

**その1 契約は解消! 払ったお金も返ってくる!**  
交わした契約は、はじめからなかったこととなります。また、違約金や損害賠償金を支払う必要はありません。

**その2 買った商品を業者負担で返品できる!**  
商品を受け取っている場合は、業者着払いで返品できます。また、消耗品でない布団などは使った後でも返品できます。

**その3 工事完了後であっても無料で元どおりに!**  
リフォーム工事が終わったあとでも、無料で元の状態に戻すよう業者に請求できます。

- 既払金を返さない業者がいても、あきらめず、電話や書面で請求してください。裁判所に支払いの申し立てをすることもできます。□
- 業者がウソをついたり、脅したりしてクーリング・オフを妨害した場合、定められた期間がすぎてもクーリング・オフはできます。□

問い合わせ…

■県消費生活センター  
055-235-8455  
(月~金 午前9時~午後4時)

(情報協力:警察本部生活安全企画課・県消費生活センター)

### “悪質商法”にだまされない!!

「私は大丈夫!」と思っても、ついだまされてしまう悪質商法は、依然として後を絶たず、その手口は一層巧妙化する傾向にあります。今回は、悪質商法の手口を知り被害に遭わないための心得と、訪問販売や電話勧誘販売などにより、つい契約してしまったが解約したい場合の対処法「クーリング・オフ(無条件契約解除)制度」について紹介します。



### ご用心!!あなたに忍び寄る悪質商法…「あの手・この手」

**ある日、突然の訪問で…**

このままでは家がダメになる

え!

無料点検と称して点検後、「このままでは家がダメになる」「屋根にアスベストが使われている」といって不安に陥れる。「今なら格安で工事ができる」と言葉巧みに高額な契約を結ばせる。

**一本の電話から…**

資格をとってみませんか

いいです

自宅や勤務先に電話がかかり、「資格が簡単にとれる」などと言って強引に勧誘。「結構です」「いいです」などあいまいな返事をする「契約が成立した」として、高額な受講料や教材の代金を請求してくる。

**安売りのチラシや粗品で…**

新製品の宣伝や安売りの名目で会場に人を集める。日用品などを無料で配ったり、会場を盛り上げて、気持ちを高揚させ、最後に高額な布団や健康食品を売りつける。

### 撃退!! 悪質商法…「5つの心得」

- その1** 知らない人をうかつに玄関に入れない。話にならない。相手が強引な場合はすぐに110番!!

**その3** 購入意志のない時は、ハッキリ断る。あいまいな態度や返事はしない。

**その5** 契約しても、現金での全額前払いはいらない。
- その2** 高額なものを買うときは、本当に必要かを冷静に考える。

**その4** その場で一人で契約せず、家族・友人・友人に相談する。

■県消費生活センター地方相談室  
0555-24-9030  
(月~金 午前9時~正午・午後1時~4時)

■警察総合相談室  
055-233-9110  
(月~金 午前8時30分~午後5時)

■最寄りの警察署・交番・駐在所まで